三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字鎌山二九・三二・三三の一・四一の一・四一の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二七、四三の一、四三の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百三十四号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の二の規定に基づき、認定を受けた次の学校の名称の変更届出があったので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十三年十二月十四日

経済産業大臣　枝野　幸男

旧名称	新名称	変更年月日
沖縄県立北部工業高等学校	沖縄県立名護商工高等学校	平成十九年四月一日

○国土交通省告示第千二百七十八号

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第九号表第一号1、第二号1及び第三号1の国土交通大臣が告示で定める基準は、タンカー（別表上欄に掲げる資格の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げるタンカーをいう。以下同じ。）に一月以上乗船し、かつ、当該乗船期間において次に掲げる要件を満たすこととする。

一　船員法（昭和二十二年法律第百号）第六十九条第一項又は第七十条に規定する員数に含まれないこと。

二　積荷及び揚荷作業にそれぞれ三回以上従事した者であること。

三　次に掲げる事項について、甲種危険物等取扱責任者の証印を受けている者（次号において「資格者」という。）による教育又は訓練を受けた者であること。

イ　タンカーの構造及び設備

ロ　貨物の性状

ハ　トリム及び復原性

ニ　荷役及び運送方法

ホ　検知器具及び保護具並びに消火器その他の消防設備の使用方法

ヘ　災害及び海洋汚染防止対策

四　資格者によって、前号に掲げる事項のそれぞれについて教育又は訓練の記録が作成されていること。

別表

資格	タンカー
甲種危険物等取扱責任者（石油）	石油タンカー
甲種危険物等取扱責任者（液体化学薬品）	液体化学薬品タンカー
甲種危険物等取扱責任者（液化ガス）	液化ガスタンカー

○農林水産省告示第二千三百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市江川字クヌ木原二六七五の一〇・二六七五の一・字高野河内ノ向二七〇四の三（以上三筆国有林）・二六九八の一〇（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字クヌ木原二六四二の一・字高野河内ノ向二七〇一の三・二七〇二の一・二七〇三の一・字堀切谷二七〇一の六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二百七十九号

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第九号表第四号1⑵及び第五号1⑵の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月十四日

国土交通大臣　前田　武志

船員法施行規則第九号表第四号1⑵及び第五号1⑵の国土交通大臣が告示で定める基準は、次に掲げる事項についての知識を得るものであることとする。

一　タンカーの構造及び設備

二　石油及び石油製品、液体化学薬品又は液化ガスの性状

三　荷役及び運送方法

四　検知器具及び保護具並びに消火器その他の消防設備の使用方法

五　災害及び海洋汚染防止対策

六　船員法（昭和二十二年法律第百号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）及び船舶安全法（昭和八年法律第十一号）並びにこれらに基づく命令

○国土交通省告示第千二百八十号

平成八年運輸省告示第四百九十八号（船員法施行規則第九号表第四号1の運輸大臣が告示で定める基準を定める件）は、平成二十三年十二月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年十二月十四日

国土交通大臣　前田　武志

○国土交通省告示第千二百八十一号

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第七十七条の六第一項の規定に基づき、平成十一年運輸省告示第四百三十八号（船員法施行規則第七十七条の六第一項の規定に基づき、運輸大臣が告示で定める基準を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月十四日

国土交通大臣　前田　武志

「、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「条約」という。）の締約国が発給した条約に適合する危険物又は有害物の取扱いに関する業務の管理に関する資格証明書を受有しており、かつ」を削る。

○国土交通省告示第千二百八十二号

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第七十七条の七第三項第二号及び第九号表第四号2の規定に基づき、平成十三年国土交通省告示第千五百号（船員法施行規則第七十七条の七第二項第二号及び第九号表第四号2の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の内容を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月十四日

国土交通大臣　前田　武志

第二項を削り、第一項の項番号を削り、同項中「第七十七条の七第二項第二号」を「第七十七条の七第三項第二号及び第九号表第四号2」に改め、同項第四号中「若しくは」を「及び」に、「の使用方法及び」を「並びに」に改める。

○国土交通省告示第千二百八十三号

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第五十六条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める漁船を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月十四日

国土交通大臣　前田　武志

船員法施行規則第五十六条第二項の国土交通大臣が告示で定める漁船は、漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）第一項第八号に規定する遠洋かつお・まぐろ漁業（浮きはえ縄を使用するものに限る。）に従事する漁船のうち、航海期間が十五月を超えるものとする。

○国土交通省告示第千二百八十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月十四日

国土交通大臣　前田　武志

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

粟谷の小川（3）

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷

鹿児島県曽於市財部町北俣

字粟谷　六二四七番二

六二四七番四

六二四八番一及び六二四八番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）